備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第二十四号（第三十条関係）

裏

宅地建物取引業法抜すい

第72条　国土交通大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2・3　（略）

4　第1項及び第2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　（略）

別記様式第二十二号（第二十六条の十関係）

（Ａ４）

年　月　日

国土交通大臣　殿

宅地建物取引業保証協会

代表者氏名　㊞

年度事業報告書

標記の事業年度が終了したので、宅地建物取引業法第64条の16第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1　事業の概要

2　弁済業務保証金分担金に関する事項

3　還付充当金に関する事項

4　特別弁済業務保証金分担金に関する事項

5　弁済業務保証金の還付に関する事項

6　弁済業務保証金の取戻し等に関する事項

7　弁済業務保証金準備金に関する事項

8　一般保証業務に関する事項

9　手付金等保管事業に関する事項

10　研修の実施に要する費用の助成に関する事項

11　社員総会に関する事項

（社員総会招集の年月日、通知した事項及び決議した概要等について記載すること。）

12　理事会に関する事項

（理事会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。）

13　社員に関する事項

14　経理の状況

(1)　財産目録

(2)　貸借対照表

(3)　収支計算書

(4)　附属明細書

別記様式第二十四号（第三十条関係）

裏

宅地建物取引業法抜すい

第72条　国土交通大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2　（略）

3　第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記様式第二十二号（第二十六条の十関係）

（Ａ４）

年　月　日

国土交通大臣　殿

宅地建物取引業保証協会

代表者氏名　㊞

年度事業報告書

標記の事業年度が終了したので、宅地建物取引業法第64条の16第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1　事業の概要

2　弁済業務保証金分担金に関する事項

3　還付充当金に関する事項

4　特別弁済業務保証金分担金に関する事項

5　弁済業務保証金の還付に関する事項

6　弁済業務保証金の取戻し等に関する事項

7　弁済業務保証金準備金に関する事項

8　一般保証業務に関する事項

9　手付金等保管事業に関する事項

（新設）

10　社員総会に関する事項

（社員総会招集の年月日、通知した事項及び決議した概要等について記載すること。）

11　理事会に関する事項

（理事会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。）

12　社員に関する事項

13　経理の状況

(1)　財産目録

(2)　貸借対照表

(3)　収支計算書

(4)　附属明細書